

労働条件等関係助成金一覧

A. 生産性向上等を通じた最低賃金の引上げを支援するための助成金

		〈助成の対象となる措置〉	〈ページ〉
1	業務改善助成金	事業場内で最も低い労働者の賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う	310

※2-IV 時間外労働等改善助成金(団体推進コース)も「A. 生産性向上等を通じた最低賃金の引上げを支援するための助成金」に含まれます。

B. 労働時間の設定改善を支援するための助成金

		〈助成の対象となる措置〉	〈ページ〉	
2	時間外労働等改善助成金	I 時間外労働上限設定コース	時間外労働の上限設定を行う	314
	II 勤務間インターバル導入コース	勤務間インターバルを導入する	317	
	III 職場意識改善コース	年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等を推進する	319	
	IV 団体推進コース	事業主団体において、傘下企業の時間外労働の上限規制への対応に向けた取組を行う	321	
	V テレワークコース	在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む	323	

C. 受動喫煙防止対策を支援するための助成金

		〈助成の対象となる措置〉	〈ページ〉
3	受動喫煙防止対策助成金	職場での受動喫煙を防止するための対策を行う	325

D. 産業保健活動を支援するための助成金

		〈助成の対象となる措置〉	〈ページ〉	
4	産業保健関係助成金	I ストレスチェック助成金	ストレスチェック等を実施する	328
	II 職場環境改善計画助成金	ストレスチェックの集団分析の結果を活用し、職場環境の改善を行う	330	
	III 心の健康づくり計画助成金	心の健康づくり計画(ストレスチェック実施計画を含む)を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施する	332	
	IV 小規模事業場産業医活動助成金	産業医と契約し、産業保健活動を行う	334	

E. 退職金制度の確立等を支援するための助成

		〈助成の対象となる措置〉	〈ページ〉	
5	中小企業退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成	I 一般の中小企業退職金共済制度に係る掛金助成	新たに中小企業退職金共済制度に加入する	338
	II 建設業退職金共済制度に係る掛金助成	建設業退職金共済制度に新たに加入する労働者等を雇い入れる	340	
	III 清酒製造業退職金共済制度に係る掛金助成	清酒製造業退職金共済制度に新たに加入する労働者等を雇い入れる	341	
	IV 林業退職金共済制度に係る掛金助成	林業退職金共済制度に新たに加入する労働者等を雇い入れる	342	

(注1) お問い合わせ先は助成金の種類によって異なりますので、各助成金の「利用にあたっての注意点」をご確認いただきますようお願いいたします。

(注2) 助成金の財源は事業主拠出の労災保険料です。ただし、「業務改善助成金」は一般会計、「退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成」は労災保険料と雇用保険料の折半となっています。

(注3) 本パンフレットの内容は平成30年4月1日現在のものです。